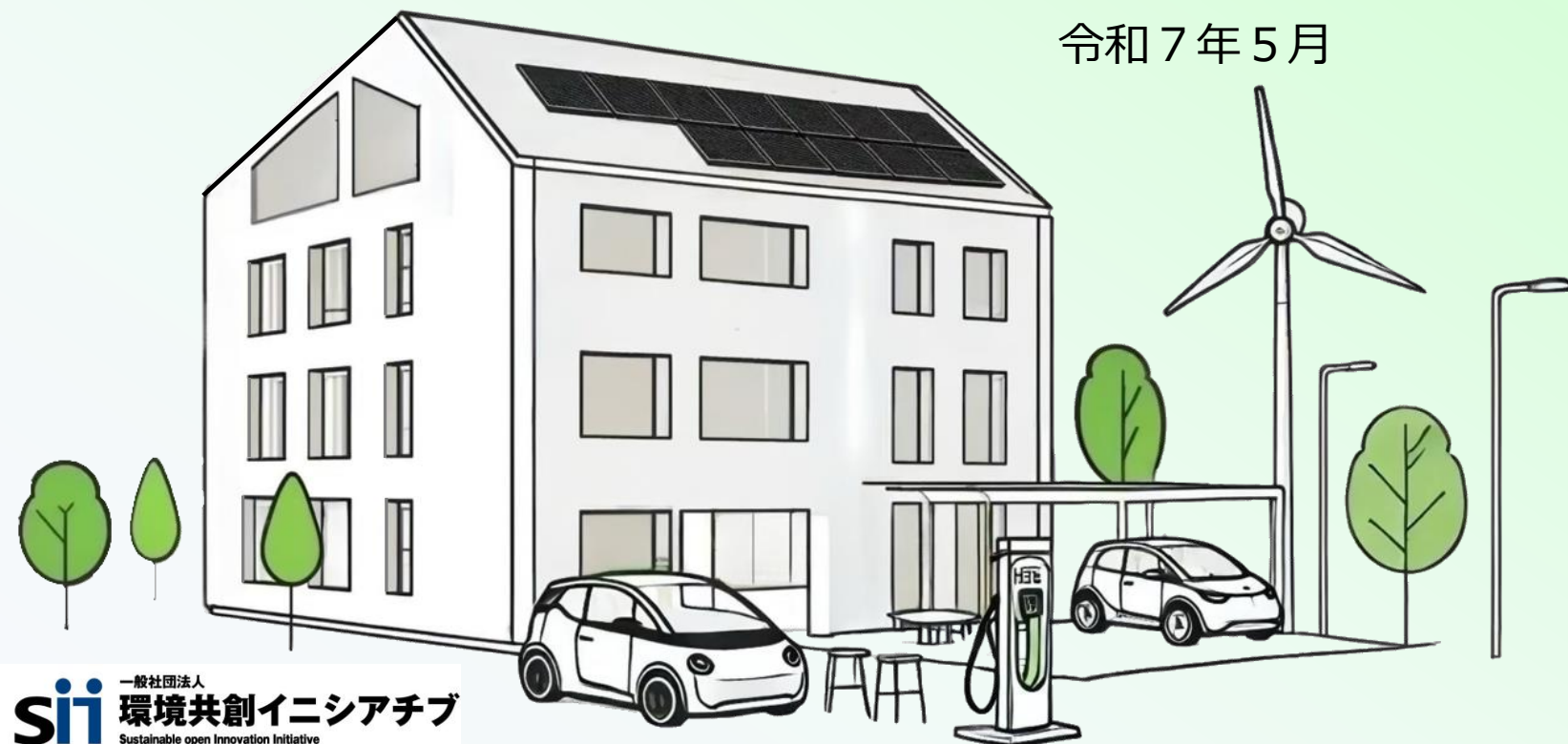


令和7年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業)

ZEHデベロッパー登録 公募要領

令和7年5月



Z E Hデベロッパー登録を申請される皆様へ

- Z E Hデベロッパー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはならない。
- その内容に偽りがあることがZ E Hデベロッパー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請を行うこと。
- 不正をした事が明らかになった場合は、当該Z E Hデベロッパーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取消しや既に支払った補助金の返還を求めることがあるので、注意すること。
- なお、登録されたZ E Hデベロッパーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZ E Hデベロッパー（建築主、建設請負会社等）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではない。
- 万一、上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しない。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

1. はじめに

P 3

- 1-1. 事業趣旨 P 4
- 1-2. 集合住宅におけるZEH-Mの定義 P 5

2. ZEHデベロッパー登録公募

P 6

- 2-1. ZEHデベロッパーとは P 7
- 2-2. ZEHデベロッパーの登録対象 P 7
- 2-3. ZEHデベロッパーと本事業の関わり P 8
- 2-4. ZEHデベロッパー登録の要件 P 9
- 2-5. ZEHデベロッパー登録の単位と種別 P 10
- 2-6. ZEHデベロッパー登録後の実績報告と
その一部の公表 P 11
- 2-7. ZEHデベロッパー登録の流れ P 12
- 2-8. ZEHデベロッパー登録申請書類データの提出 P 15

3. ZEHデベロッパー実績報告

P 16

- 3-1. 令和6年度ZEHデベロッパー実績報告について P 17
- 3-2. 報告内容 P 17
- 3-3. ZEHデベロッパー実績報告の流れ P 18
- 3-4. ZEHデベロッパー実績報告書類データの提出 P 21

4. 注意事項

P 22

- 4-1. 注意事項 P 23

5. 個人情報の取得と利用について

P 24

- 5-1. 個人情報の取得と利用について P 25

6. 関連情報

P 27

- 6-1. ZEHデベロッパー・マークについて P 28
- 6-2. ZEH-Mマークについて P 30

1. はじめに

1－1. 事業趣旨

1－2. 集合住宅におけるZEH-Mの定義

本公募要領では、「令和7年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）」を本事業と示す。

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

2020年10月に**2050年カーボンニュートラル実現**を目指すことが宣言され、実現に向けて様々な取り組みが進められており、2021年には2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することが表明され、同年には第6次エネルギー基本計画が閣議決定されたことにより、野心的な目標に向けた具体的な取り組みが加速されている。

業務・家庭部門のうち、住宅・建築物での省エネ量は890万KL程度へと深掘りがされ、**達成のためにはZEH・ZEBの普及拡大など住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上が求められている。**

今般閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、引き続き2050年ストック平均でのZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示された。

本事業を通じて住宅のZEH化を進めることにより、ZEHの深掘り、またプレーヤーの拡大を目指し、ひいては2030年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。

- ◆ 「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>
- ◆ 「ZEB・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html
- ◆ 集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン
<https://zehweb.jp/zehinfo/guidelines/>

1. はじめに

1-2. 集合住宅におけるZEH-Mの定義

分類・通称		要件※1						目指すべき水準 (建物の階数に応じて、目指すべき水準を設定している。)
		強化外皮基準（U _A 値）			一次エネルギー消費量削減率		その他要件・備考	
		地域区分						
		1・2	3	4～7	省エネのみ※5	再エネ等含む		
① 住棟または 住宅用途部分 (複合建築物の場合) ※2、3、4	『ZEH-M』 ゼッチ・マンション	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	(住棟の評価方法) ・U _A 値：全ての住戸 ・省エネルギー率(BEI)： 共用部含む住棟全体	3階建以下
	Nearly ZEH-M ニアリー・ゼッチ・マンション					75%以上 100%未満		
	ZEH-M Ready ゼッチ・マンション・レディ					50%以上 75%未満		4階建以上 5階建以下
	ZEH-M Oriented ゼッチ・マンション・オリエンテッド					—		
② 住戸 ※2、3、4	『ZEH』 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	—	—
	Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ					75%以上 100%未満	—	—
	ZEH Ready ゼッチ・レディ					50%以上 75%未満	—	—
	ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド					—	—	—

出展：経済産業省資源エネルギー庁公表の「ZEB・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」より抜粋

※1 ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

※2 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、U_A値1・2地域：0.4W/m²K以下、3地域：0.5W/m²K以下、4～7地域：0.6W/m²K以下とする。

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明（その他の一次エネルギー消費量は除く））、共用部は非住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機（その他の一次エネルギー消費量は除く））とする。

※4 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電分に限る。）

※5 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

2. ZEHデベロッパー登録公募

- 2-1. ZEHデベロッパーとは
- 2-2. ZEHデベロッパーの登録対象
- 2-3. ZEHデベロッパーと本事業の関わり
- 2-4. ZEHデベロッパー登録の要件
- 2-5. ZEHデベロッパー登録の単位と種別
- 2-6. ZEHデベロッパー登録後の実績報告とその一部の公表
- 2-7. ZEHデベロッパー登録の流れ
- 2-8. ZEHデベロッパー登録申請書類データの提出

ZEHデベロッパー実績報告を行う方は、
「3. ZEHデベロッパー実績報告」（P16）をご確認ください。

2-1. ZEHデベロッパーとは

事業趣旨（P4）に基づき、「ZEH-M普及に向けた取組計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主（マンションデベロッパー、所有者等）や建築請負会社（ゼネコン、ハウスメーカー等建設会社）をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。SIIは、登録されたZEHデベロッパーをZEH Webで公表する。また、政府は、登録されたZEHデベロッパーの情報を元にZEH-M普及に向けた更なる施策を検討する予定である。

2-2. ZEHデベロッパーの登録対象

ZEHデベロッパーの登録対象は、建築主※（マンションデベロッパー、所有者等）や建築請負会社（ゼネコン、ハウスメーカー等建設会社）等の法人である。

※建築主が「個人」又は「宅地建物取引業免許を有する不動産業（デベロッパー含む）以外の法人」は登録対象に含まない。

2-3. ZEHデベロッパーと本事業の関わり

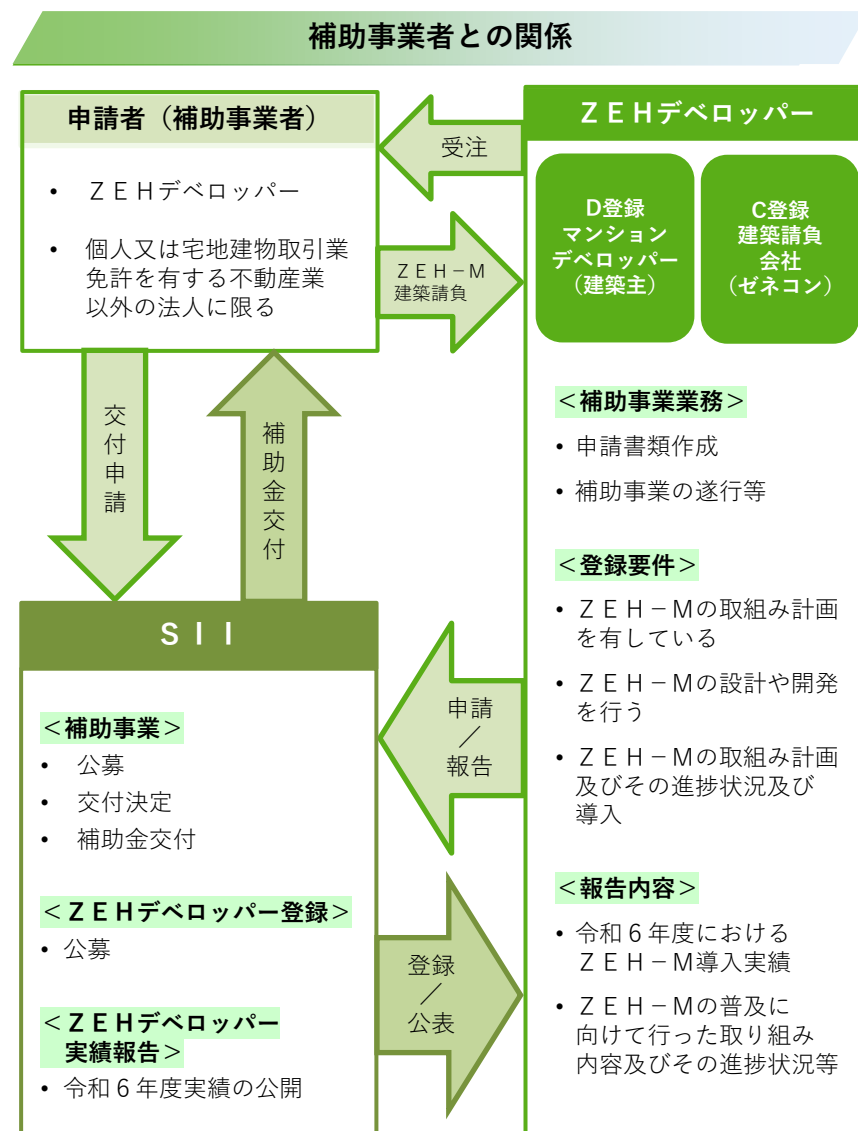
本事業は、環境省が実施する「低層ZEH-M促進事業※」、「中層ZEH-M支援事業※」及び「高層ZEH-M支援事業※」との連携事業である。

3層以下の集合住宅は「低層ZEH-M促進事業」、

4層・5層の集合住宅は「中層ZEH-M支援事業」、

6層以上20層以下の集合住宅は「高層ZEH-M支援事業」の補助事業となる。

※「低層ZEH-M促進事業」、「中層ZEH-M支援事業」、「高層ZEH-M支援事業」については、当該事業の公募要領を確認すること。



2. ZEHデベロッパー登録公募

2-4. ZEHデベロッパー登録の要件

ZEHデベロッパーに登録されるためには、以下の要件を満たすこと。

凡例 ●：必須要件 —：提出不要

No.	要件となる基準	D登録 必須要件	C登録 必須要件
①	中長期のZEH-M普及に向けた取組計画を有していること。 ・2030年までの中長期的なZEH-M取組計画。	●	●
②	自社のZEH-Mの取組計画及びその進捗状況、導入実績を自社ホームページ等で公表するとともに会社概要等、一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で明記していること。※1※2	●	●
③	自社のZEH-Mに係る取組計画の実施状況を報告することに合意すること。	●	●
④	ZEH-Mに係る導入実績又は具体的な導入計画を有していること。 ・ZEH-M導入実績（1件以上）又は具体的なZEH-M導入計画（1件以上）	●	●
⑤	ZEH-M相談窓口を有し、建築主等からのZEH-Mに関する問い合わせに対応できること。	—	●
⑥	日本国内において登記された法人であること。	●	●
⑦	「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。	●	●
⑧	経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。	●	●

※1 自社ホームページで公表する場合は、トップページに掲載する等、閲覧者が容易にアクセスできるよう工夫すること。

※2 導入実績については、住棟単位でのZEH-M導入実績（必須）、住戸単位でのZEH導入実績（任意）を公表すること。

2-5. ZEHデベロッパー登録の単位と種別

(1) 登録の単位

ZEHデベロッパーの登録は、原則として1法人につき1登録とする。ただし、複数のグループ会社（支社、子会社等）をまとめて登録することを可とする。その場合、SIIへ事前に相談すること。

(2) ZEHデベロッパーの種別

ZEHデベロッパーの種別は、「マンションデベロッパー」（D登録）と、「建築請負会社」（C登録）の2つがあり、該当する種別をまとめて登録することも可能である。

① マンションデベロッパー（D登録）

自社のZEH-M普及計画を有するマンションデベロッパー。

② 建築請負会社（C登録）

ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担い、ZEH-Mの実現に係る建築請負業務を受注する立場のもの（ゼネコン、ハウスメーカー等建設会社）で、以下に示す役割を担う体制を有するもの。

1) ZEH-M相談窓口

建築主等からのZEH-Mに関する問い合わせ対応ができる「ZEH-M相談窓口」※を設けて、ZEH-Mの実現に係る具体例の紹介や概要案内等広報活動を実施する。

※ZEH-M相談窓口とは、専用窓口を設置することを指すものではない。

2) ZEH-M開発支援

建築主等の依頼に基づき、設計（建築設計、設備設計等）、設計施工等ZEH-Mの建築請負業務を受注する。

（注）ZEH-M開発や支援業務を顧客の求めに応じて無償で業務提供することを条件とするものではない。

2-6. ZEHデベロッパー登録後の実績報告とその一部の公表

2025年度にZEHデベロッパー登録されたZEHデベロッパーは、2025年度における以下の内容をSIIに報告するとともに、その一部について自社でも公表すること。

< SIIへの報告内容 >

- ・ 2025年度におけるZEH-M導入実績
 - 1) 2025年度における集合住宅建築件数、建物規模等
 - 2) 2025年度におけるZEH-Mの建築件数、建物規模等
- ・ ZEH-Mの普及に向けて行った取り組み内容及びその進捗状況

< ZEH-M普及実績の自社公表について >

「ZEH-M導入実績」の一部について、自社ホームページ等に掲示する際は、トップページから容易にアクセスできるよう表示の工夫をすること。

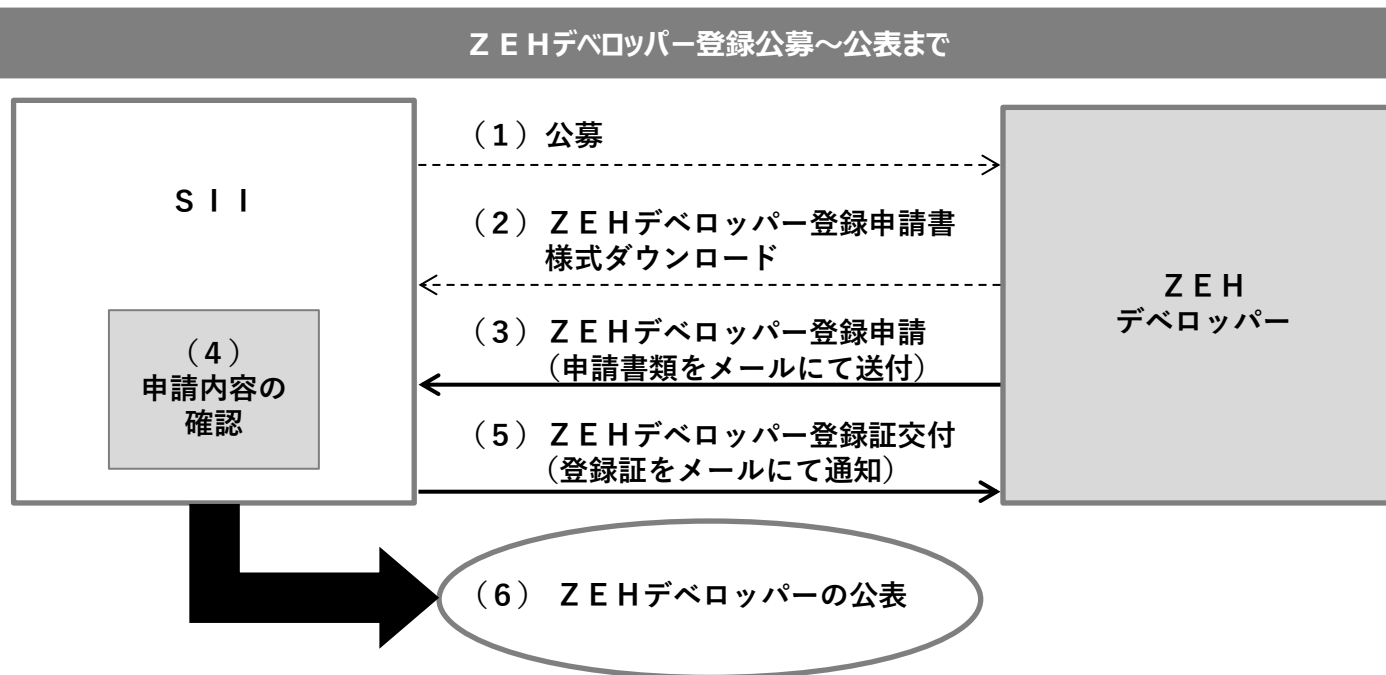
(注) 政府は、ZEHデベロッパーの登録情報や報告された内容を、ZEH-M普及状況の確認や公表、更なるZEH-M普及施策の実施や検討等に用いる予定であるため、あらかじめ了承すること。

なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定である。

2-7. ZEHデベロッパー登録の流れ

ZEHデベロッパー登録の公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行う。

申請方法については、電子申請（メール）となるため、以下の手順に沿って対応すること。



(1) 公募

SIIは以下の期間にZEHデベロッパーを公募する。

公募期間： 2025年5月19日（月） ～ 2026年1月23日（金） 17時まで

（注）書類に不備等がある場合には、上記期間に申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるため、注意すること。

(2) ZEHデベロッパー登録申請書様式ダウンロード

ZEH Webに掲載されているZEHデベロッパー登録申請書様式（Excelデータ）をダウンロードし、申請書を作成すること。

※ZEHデベロッパー登録申請書様式の入力例はZEHデベロッパー登録申請書様式内に記載してあるので、参考にとすること。

ZEH Web：<https://zehweb.jp/registration/developer/public.html>

2. ZEHデベロッパー登録公募

(3) ZEHデベロッパー登録申請書類

ZEHデベロッパー登録申請書様式（E x c e l データ）への入力及び添付資料の作成を行うこと。

下表⑤～⑩の書類（P D F データ）と併せてS I I が指定するメールアドレスに送付すること。

なお、ZEHデベロッパー登録申請書類データ一式は控えとして手元に必ず保管すること。

●・・・提出必須
○・・・申請内容に該当する場合のみ提出
—・・・提出不要

<申請書類一覧>

	ファイル名	書式	提出データ 種別	申請書類名称	注意事項	D登録	C登録
①	ZEHデベロッパー 登録申請書	S I I 指定	E x c e l	ZEHデベロッパー登録申請書	暴力団排除に関する誓約事項、ZEHデベロッパーに係わる誓約書、プライバシーポリシーに係わる同意書を含む	●	●
②				ZEHデベロッパー公開情報		●	●
③				ZEHデベロッパー登録票		●	●
④				ZEH-M相談窓口一覧	1 登録で複数の相談窓口をまとめて登録する場合に提出	—	○
⑤	会社概要書	様式 自由	P D F	会社概要書	・パンフレット等でも可 ・以下の内容が含まれること 法人名、代表者、所在地、組織図	●	●
⑥	商業登記簿	写し		商業登記簿（現在事項証明書） ※登記情報提供サービスの出力可	3ヶ月以内に発行されたもの	●	●
⑦	宅地建物取引業者 免許証	写し		免許証の写し	「地方住宅供給公社法」などに該当する場合は 別途、S I I まで相談すること	●	○
⑧	一般建設業許可証 ・特定建設業許可証	写し		各種許可証の写し	建設業の場合は、原則一般建設業許可証 又は特定建設業許可証の写し	○	●
⑨	実施体制図	様式 自由		事業の実施体制図	自社が開発に係っていることを示す実施体制図であること	●	●
⑩	ZEH-M普及に 向けた取組計画の 公表資料	様式 自由		ZEH-M取組計画公表資料	自社ホームページ等のW e b ページ、又は会社概要等のデータ	●	●

（注）S I I は、審査の過程において必要な書類の追加提出を求める場合があるので対応すること。

2. ZEHデベロッパー登録公募

(4) 申請内容の確認

S I I は、公募期間中に届いたZEHデベロッパー登録申請内容について確認を行う。

(5) ZEHデベロッパー登録後の公表情報

ZEHデベロッパー登録の要件を満たした場合、S I I は以下の情報をZEH W e bに掲載する。

- ・ ZEHデベロッパー登録番号
- ・ 登録名称（法人名）
- ・ 登録種別
- ・ ZEHデベロッパー登録票
- ・ ZEH-M相談窓口一覧（C登録のみ）

(6) 登録証の交付とZEHデベロッパーの公表

S I I は、確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHデベロッパーとして登録し、ZEHデベロッパー登録証を交付する。

また、確認の結果は登録の可否に係らず申請者に通知する。ZEHデベロッパーの公表は、ZEH W e bにて随時行う。

初回、第2回の公表は、以下の期日とする。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2025年6月6日（金）	2025年5月23日（金）17時必着
第2回	2025年7月1日（火）	2025年6月20日（金）17時必着

初回公表日にZEHデベロッパーの登録を希望する場合は、2025年5月23日（金）17時までに登録申請を行うこと。

第3回以降については2025年8月以降、月に1回を目安に公表する。

公表日等のスケジュールについてはZEH W e bにて最新の情報を確認すること。

※個別の問い合わせについては、一切、応じない。

2-8. ZEHデベロッパー登録申請書類データの提出

ZEHデベロッパー登録申請書は、メールにデータ添付しSIIへ提出すること。印刷した紙面の提出は不要。

- ・ P 1 3 「申請書類一覧」を参照し、書類不備のないよう注意すること。
- ・ ZEHデベロッパー登録申請書類データ一式は控えとして手元に必ず保管すること。

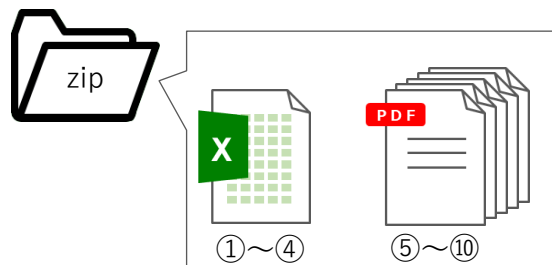
(1) 提出データ作成

以下のフォルダ構成で1つのフォルダにデータをまとめる。

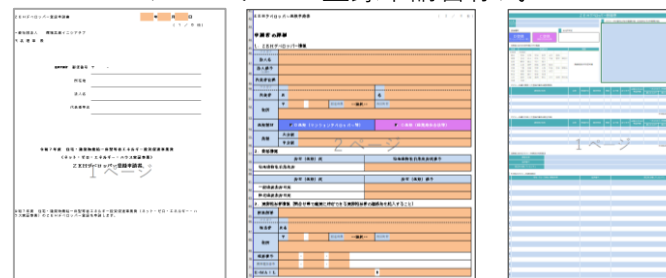
フォルダ名は「**【法人名】ZEHデベロッパー登録申請書類データ**」とし、ファイル名のつけ方はP 1 3を参照すること。

※法人名を記載する際は、「株式会社」「有限会社」等を削除しないこと。また、カタカナ・アルファベット等は全角で記載すること。

<データのまとめ方>



<ZEHデベロッパー登録申請書様式>



(2) データ提出

以下のルールに従って、ZEHデベロッパー登録申請書類データ一式をSIIへ送付すること。

- 1) メール件名 : 「**【法人名】ZEHデベロッパー登録申請書類データ提出**」とすること
- 2) 送付先メールアドレス : zeh-dev@sii.or.jp
- 3) 宛先名 : 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEHデベロッパー事務局宛
- 4) メール本文 : 本文中にも申請する法人名を記載すること

(3) データ提出における注意事項

- ・ 重要データであるため、誤送信等にご注意すること。
- ・ ZEHデベロッパー登録申請書の紙面持ち込みは受理しないので注意すること。
- ・ データサイズが大きい場合は、メールを分けて送信しても構わないが、その際は分割して送付していることが分かるようにすること。

3. ZEHデベロッパー実績報告

- 3－1. 令和6年度ZEHデベロッパー実績報告について
- 3－2. 報告内容
- 3－3. ZEHデベロッパー実績報告の流れ
- 3－4. ZEHデベロッパー実績報告書類データの提出

新規にZEHデベロッパー申請を行う方は、
「2. ZEHデベロッパー登録公募」（P 6）をご確認ください。

3-1. 令和6年度ZEHデベロッパー実績報告について

2024年度までにZEHデベロッパー登録を受け、公表されたZEHデベロッパーは、ZEHデベロッパーとしての活動に対する実績報告書をSIIが定める期間内に提出する必要がある（令和6年度ZEHデベロッパー実績報告）。

なお、ZEHデベロッパーごとのZEH-M実績の有無や、更新したZEHデベロッパー登録情報をZEH Webにて公表を行う。

※ZEHデベロッパーは、SIIに報告した2024年度の実績報告の一部について自社のホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

※2024年度までにSIIの登録を受けたZEHデベロッパーが、「令和7年度 低層ZEH-M促進事業」、「令和7年度 中層ZEH-M支援事業」、「令和7年度 高層ZEH-M支援事業」、「令和7年度 超高層ZEH-M実証事業」で申請する補助事業に関与する場合、「令和6年度 ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間に提出していることが要件となる。

<ZEH-M普及実績の公表について>

自社ホームページを有している場合は、そのホームページに掲載されているZEH-M普及目標と併せて、ZEH-M普及実績を明記すること。

「ZEH-M導入実績」の一部について、自社ホームページ等に掲示する際は、トップページから容易にアクセスできるよう表示の工夫をすること。

3-2. 報告内容

ZEHデベロッパーは、2024年度の活動実績を以下のとおり報告すること。

① ZEH-M導入実績

2024年度に竣工したZEH-M（C登録の場合は建築実績）を報告すること。

② ZEH-M以外の導入実績

2024年度に竣工したZEH-M（C登録の場合は建築実績）以外を報告すること。

③ ZEH-M導入計画

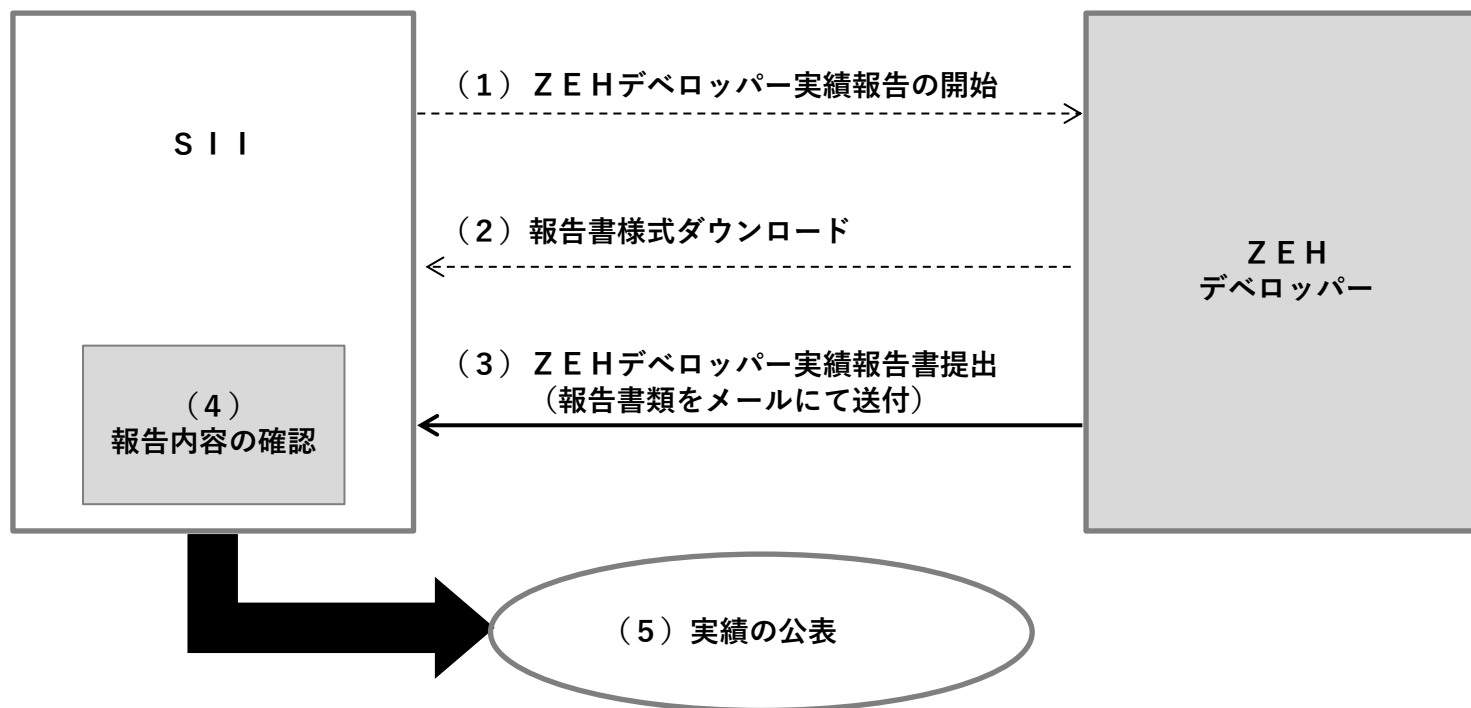
2025年度に導入計画中のZEH-M（C登録の場合は受注計画）を報告すること。

3-3. ZEHデベロッパー実績報告の流れ

ZEHデベロッパー実績報告は以下の流れに沿って行う。

報告方法については、電子報告（メール）となるため、以下の手順に沿って対応すること。

ZEHデベロッパー実績報告



(1) 提出期間

ZEHデベロッパーは、以下の期間内にZEHデベロッパー実績報告書を提出すること。

実績報告期間：2025年5月19日（月）～2025年6月20日（金）17時まで

ZEH Web：<https://zehweb.jp/registration/developer/report.html>

3. ZEHデベロッパー実績報告

(2) ZEHデベロッパー実績報告書様式ダウンロード

ZEH Webに掲載されているZEHデベロッパー実績報告書様式（Excelデータ）をダウンロードし、実績報告書を作成すること。

※ZEHデベロッパー実績報告書様式の入力例はZEHデベロッパー実績報告書様式内に記載してあるので、参考にすること。

ZEH Web：<https://zehweb.jp/registration/developer/report.html>

(3) ZEHデベロッパー実績報告書類

ZEHデベロッパー実績報告書様式（Excelデータ）への入力及び添付資料の作成を行うこと。

下表の④⑤の書類（PDFデータ）と併せてSIIが指定するメールアドレスに送付すること。

なお、ZEHデベロッパー実績報告書類データ一式は控えとして手元に必ず保管すること。

<提出書類一覧>

●・・・提出必須

○・・・報告内容に該当する場合のみ提出

	ファイル名	書式	提出データ 種別	申請書類名称	注意事項	区分
①	ZEHデベロッパー 実績報告書	SII 指定	Excel	ZEHデベロッパー実績報告書		●
②				ZEHデベロッパー公開情報		●
③				ZEHデベロッパー登録票		●
④	公表資料	様式 自由	PDF	ZEH-M実績公表資料	自社ホームページ等のWebページ、又は 会社概要等のデータ	●
⑤	変更関連書類	様式 自由		会社概要書、商業登記簿 各種免許証・許可証など	登録情報の変更があった場合は、その内容の 確認ができる書類を提出すること	○

(注) SIIは、審査の過程において必要な書類の追加提出を求める場合があるので対応すること。

3. ZEHデベロッパー実績報告

(4) 報告内容の確認

S I I は、実績報告期間中に届いたZEHデベロッパー実績報告内容について確認を行う。

(5) ZEHデベロッパー実績報告承認及び実績の公表

S I I は、実績報告期間中に届いたZEHデベロッパー実績報告内容について確認を行い、適正であると認めた場合、ZEH Webに掲載するZEHデベロッパー一覧において、「ZEH-M建築実績の有無」及び更新された「ZEHデベロッパー登録票」をZEH Webにて随時公表する。

初回、第2回の公表は、以下期日とする。

公表回	公表日	提出期日
第1回	2025年6月6日（金）	2025年5月23日（金）17時必着
第2回	2025年7月1日（火）	2025年6月20日（金）17時必着

公表日等のスケジュールについてはZEH Webにて最新の情報を確認すること。

※個別の問い合わせについては、一切、応じない。

3. ZEHデベロッパー実績報告

3-4. ZEHデベロッパー実績報告書類データの提出

ZEHデベロッパー実績報告書は、メールにデータ添付しSIIへ提出すること。印刷した紙面の提出は不要。

- ・ P19「提出書類一覧」を参照し、書類不備のないよう注意すること。
- ・ ZEHデベロッパー実績報告書類データ一式は控えとして手元に必ず保管すること。

(1) 提出データ作成

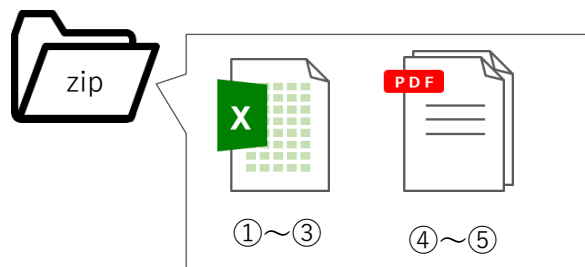
以下のフォルダ構成で1フォルダにデータをまとめる。

フォルダ名は「**【ZEHデベロッパー番号】法人名 ZEHデベロッパー実績報告書類データ**」とし、ファイル名のつけ方はP19を参照すること。

※法人名を記載する際は、「株式会社」「有限会社」等を削除しないこと。また、カタカナ・アルファベット等は全角で記載すること。

<データのまとめ方>

<ZEHデベロッパー実績報告書様式>



(2) データ提出

以下のルールに従って、ZEHデベロッパー実績報告書類データ一式をSIIへ送付すること。

- 1) メール件名 : 「**【法人名】ZEHデベロッパー実績報告書類データ提出**」とすること
- 2) 送付先メールアドレス : zeh-dev@sii.or.jp
- 3) 宛先名 : 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEHデベロッパー事務局宛
- 4) メール本文 : 本文中にも実績報告する法人名を記載すること

(3) データ提出における注意事項

- ・ 重要データであるため、誤送信等に注意すること。
- ・ ZEHデベロッパー実績報告書類の紙面持ち込みは受理しないので注意すること。
- ・ データサイズが大きい場合は、メールを分けて送信しても構わないが、その際は分割して送付していることが分かるようにすること。

4. 注意事項

4－1. 注意事項

4. 注意事項

4 - 1. 注意事項

Z E Hデベロッパーの登録申請及び実績報告を行う者は以下の点に注意すること。

① S I I が行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。

② S I I は以下の場合において、Z E Hデベロッパーの登録を抹消することができることとする。

- ・不正な方法でZ E Hデベロッパー登録申請をした場合
- ・Z E Hデベロッパー実績報告書を提出しなかった場合
- ・過年度におけるZ E H-Mの導入実績の公表を行わない場合
- ・虚偽の実績報告を行った場合
- ・Z E H-Mの普及に向けた活動を全く行っていない場合
- ・その他、S I I がZ E Hデベロッパーとして不適切であると判断した場合

※Z E Hデベロッパーによる不正行為によってZ E Hデベロッパー登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得るため、注意すること。

③ Z E Hデベロッパーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにS I I にその旨を報告し、その指示に従うこと。

④ Z E Hデベロッパー登録とは、Z E Hデベロッパーに対し、Z E H-M開発や支援業務を顧客の求めに応じて無償で業務提供することを条件とするものではない。

⑤ 本事業の補助金交付を受けた補助事業者たるZ E Hデベロッパー（事業承継を受ける者含む）は、事業完了後に最長2年間、建築物省エネ法第7条に基く省エネルギー性能表示（B E L S）及びZ E H-Mマークの表示内容及びP R効果についてアンケートを行うため、必ずこれに協力すること。

⑥ 本事業は環境省補助事業との連携事業である。よって、Z E Hデベロッパー登録に係る情報の提供を環境省へ行う場合がある。

5. 個人情報の取得と利用について

5－1. 個人情報の取得と利用について

5. 個人情報の取得と利用について

5 - 1. 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

S I I は執行する令和 7 年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費及び令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業及び集合住宅の省 C O 2 化促進事業）（以下、「本事業」という。）の実施に関わる Z E H デベロッパー登録のため、以下、「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、登録事業者は同意するものとします。

S I I の個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://zehweb.jp/privacy/>

2. 取得する情報

S I I は、Z E H デベロッパー登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ① 名称、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録事業者情報
- ② Z E H - M 普及目標、Z E H - M 普及実績、Z E H - M の取り組み等の情報
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、登録事業者等が S I I に提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、登録事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I I への提供及び S I I から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

S I I は「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① Z E H デベロッパー登録の審査、管理、連絡等
- ② Z E H デベロッパー登録以降の本事業の申請、審査、管理、事業進捗状況の把握、国等への報告等
- ③ S I I の各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

S I I は「2.」で取得した情報を以下の場合及び「5.」に記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。

提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限りします。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 個人情報の取得と利用について

5. ZEHデベロッパー登録における提供先及び提供情報について

ZEHデベロッパー登録では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先にZEHデベロッパー登録で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法
国	・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他ZEH-M普及に資する調査・研究等	2.①②③	メール、Webストレージ等
一般	・ 登録事業者名、登録番号の確認 ・ 本事業の間接補助事業に係る公募等	登録事業者の名称、登録番号、ZEH-M普及目標、ZEH-M普及実績等	ZEH Webへの掲載、申請システム等

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱います。

※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱いません。

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、ZEH Web等で省エネルギー・省CO2分野におけるZEH-M普及の更なる向上に寄与することを目的として、「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認下さい。

https://sii.or.jp/anonymouse_processing/index.html

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応します。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応します。

<相談窓口> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

6. 関連情報

- 6-1. ZEHデベロッパー・マークについて
- 6-2. ZEH-Mマークについて

6. 関連情報

6-1. ZEHデベロッパー・マークについて

S I Iでは、登録されたZEHデベロッパーを対象として、ZEHデベロッパー・マークの使用申込を受け付ける。

ZEHデベロッパー・マークは、S I Iに登録されたZEHデベロッパーのみが使用できる。

ZEHデベロッパー・マークの使用申込は、ZEH Web上で随時受け付けており、

ダウンロードされたZEHデベロッパー・マークには、ZEHデベロッパーごとに付与されているZEHデベロッパー登録番号が付番される。

(ZEHデベロッパー・マークは、ZEHデベロッパー登録番号を外した使用はできない)

■ ZEHデベロッパー・マークのサンプル



(1) ZEHデベロッパー・マークの使用目的

S I Iに登録されたZEHデベロッパーが、主に販促・宣伝目的等の活動を行う際にZEHデベロッパー・マークを使用することができる。

なお、上記で示した目的外の使用は禁止する。

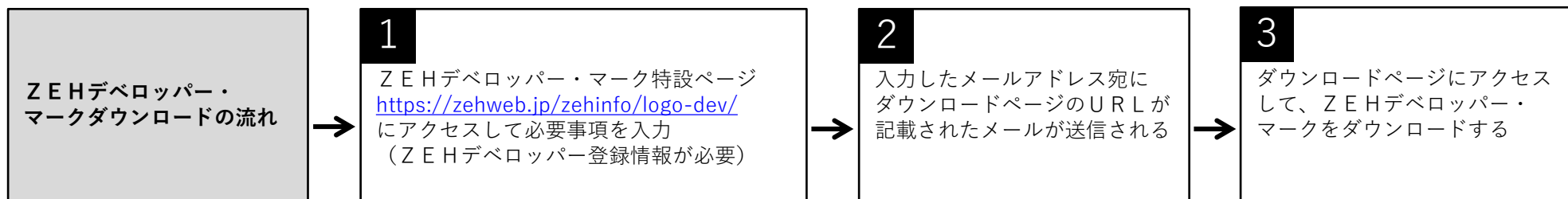
<使用例>

社員の名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等。

6. 関連情報

(2) ZEHデベロッパー・マーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHデベロッパー・マークの使用を希望するZEHデベロッパーは、ZEHデベロッパー・マーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEHデベロッパー・マークをダウンロードできる。



(3) ZEHデベロッパー・マークの使用に関する注意

- ① ZEHデベロッパー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHデベロッパー・マーク使用許諾規程」及び「ZEHデベロッパー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを遵守すること。
- ② ZEHデベロッパー登録申請を行った実務担当者が支社、支店等を代表して使用申込を行うこと。
また、支社、支店等でZEHデベロッパー・マークを使用する際は、管理者を選定する等して取扱いには十分に注意すること。
- ③ 利用条件に反してZEHデベロッパー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHデベロッパー・マークの使用停止を通知する場合がある。その際はZEHデベロッパー・マークを除去し、使用を停止すること。

6-2. ZEH-Mマークについて

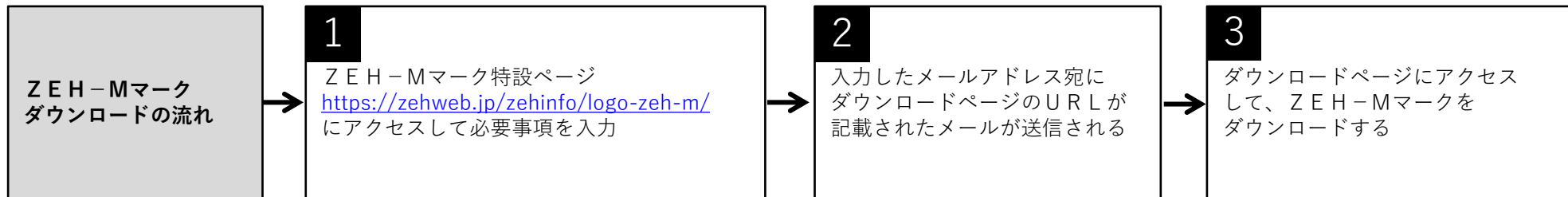
S I Iでは、ZEH-Mの認知拡大とブランド強化を目的として、「ZEH-Mマーク」の使用申込を受け付ける。

■ ZEH-Mマークのサンプル



(1) ZEH-Mマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEH-Mマークの使用を希望する者は、ZEH-Mマーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEH-Mマークをダウンロードできる。



(2) ZEH-Mマークの使用に関する注意

- ① ZEH-Mマークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEH-Mマーク使用許諾規程」及び「ZEH-Mマーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを遵守すること。
- ② S I Iに登録を受けたZEHデベロッパーが申込を行う場合は、登録手続を行った実務担当者が支社、支店等を代表して使用申込を行うこと。また、支社、支店等でZEH-Mマークを使用する際は、管理者を選定する等、取扱いには十分に注意すること。
- ③ 利用条件に反してZEH-Mマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEH-Mマークの使用停止を通知する場合がある。その際はZEH-Mマークを除去し、使用を停止すること。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E Hデベロッパー事務局

TEL： **0 3 - 5 5 6 5 - 3 9 3 3**

※ 受付時間は、平日の10：00～12：00、13：00～17：00です。

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。